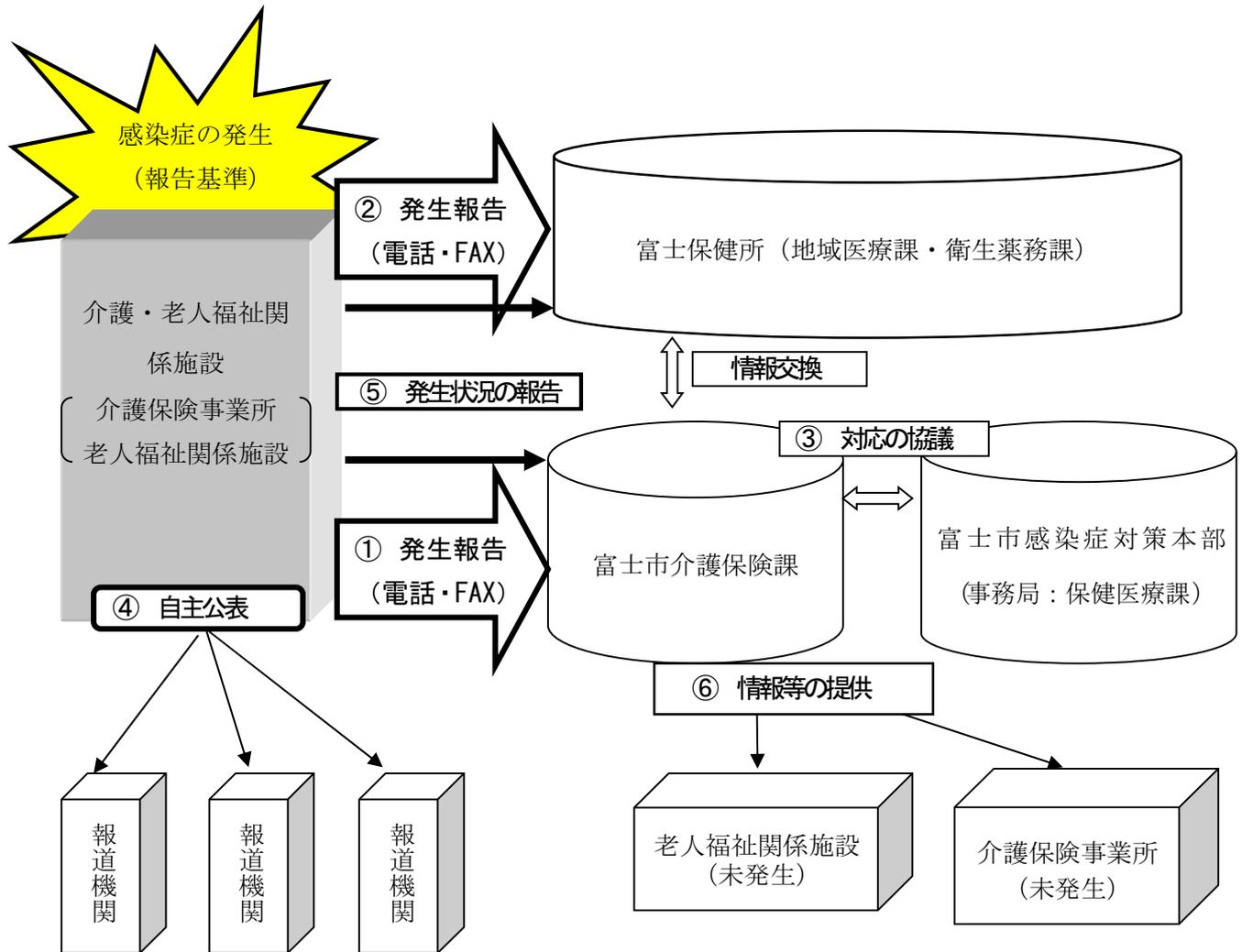


介護・老人福祉関係施設における感染症等発生時の報告等の流れ



【報告基準及び公表対象基準】 次のア又はイに該当した場合

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が1週間以内に10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

【実施方法】

- ① 介護・老人福祉関係施設は、市介護保険課に直ちに電話で報告するとともに、「感染症発生情報連絡票（様式第2号）」をFAXし、指示を受ける。**指導担当** **TEL55-2863** Fax51-0321
- ② 介護・老人福祉関係施設は、併せて富士保健所に報告する。
- ③ 市介護保険課は、速やかに市感染症対策本部事務局（保健医療課）に報告し、対応を協議する。
- ④ 介護・老人福祉関係施設は、自主公表（記者クラブへの資料提供や記者会見等）を行う。
- ⑤ 介護・老人福祉関係施設は、発生動向について、市介護保険課及び富士保健所へFAXにて報告する。
※市介護保険課及び富士保健所は、報告の様式、頻度、報告終了について、感染症の病態や発生状況等から判断し指示する。
- ⑥ 市介護保険課は、市内介護・老人福祉関係施設に感染症等発生情報等の提供を行う。